

# 田宮病院介護医療院 運営規程の概要

## 【運営の方針】

- 施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指します。
- 入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めます。
- 入所者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切な事業を提供するとともに、自らその提供する事業の質の評価を行うことその他の措置を講じます。
- 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- その他、介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準に定める内容を遵守し、事業を実施します。

## 【施設の名称、入所定員等】

- 名称：田宮病院 介護医療院（I型療養床入所定員60名）
- 所在地：新潟県長岡市深沢町2300番地

## 【従業者の職種および員数】

- 管理者 1人
- 医師1. 3人以上、薬剤師1人以上、看護職員10人以上、介護職員15人以上、理学療法士1人以上、作業療法士1人以上、栄養士1人以上、介護支援専門員1人以上、精神保健福祉士または社会福祉士1人以上、診療放射線技師1人以上、調理員1人以上、事務員1人以上

## 【利用料、その他の費用等】

- 法定代理受領サービス 厚生労働大臣が定める基準である介護報酬告示上の額のうち、入所者の負担割合に応じた額の支払いとなります。
- 主なその他のサービス 食事の提供に要する費用1, 850円/日、居住に要する費用：多床室400円/日・個室1, 770円/日、厚生労働大臣の定める基準に基づく特別な療養室の利用に要する費用：1人部屋350円（参考税込金額390円）/日・2人部屋200円（参考税込金額220円）/日、理美容代1, 714円（参考税込金額1, 885円）/回
- その他 別に示してありますので、そちらをご参照ください。

## 【サービス利用に当たっての留意事項】 ※入所者は、次に掲げる事項についてお守りください。

「共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をしてください」「火気の取扱いに注意してください」「けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないでください」「その他管理上必要な指示に従ってください」

## 【緊急時等における対応方法】

- 介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告します。
- 入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 上記事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。
- 入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 【非常災害対策】

- 消防法等の規程に基づき、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、また非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- 防火管理者または火気・消防等についての責任者を定めます。
- 入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めます。

## 【苦情処理】

- 介護医療院サービスの提供に係る入所者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- 提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。
- 提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。
- 入所者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業全般に関する入所者および家族からの要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

**施設内や行政における各種相談窓口は、別に示してありますので、そちらをご参照ください。**

- 上記苦情の内容等について記録し、当該入所者の契約終了の日から5年間保存します。

## 【個人情報の保護】

- 入所者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 施設が得た入所者または家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者または家族の同意を、あらかじめ書面により得ることとします。

## 【虐待防止に関する事項】

- 入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、「虐待を防止するための従業者に対する教育・訓練等研修の実施」「入所者およびその家族からの苦情処理体制の整備」「その他虐待防止のために必要な措置」を講じます。
- 介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者または養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 【身体拘束】

- 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を必ず記録します。

## 【地域との連携】

- 施設運営にあたっては、「地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ります」「提供した介護医療院サービスに関する入所者またはその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めます」とします。